

鳥取県子どもの貧困対策推進計画

**～すべての子どもたちが夢と希望を持って
成長していくける鳥取県を目指して～**

平成27年3月

鳥 取 県

目次

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 計画の推進体制	1
5 現状と課題	2
(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移	
(2) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数の推移	
(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移	
(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率	
(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率	
(6) ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率、就職率	
(7) ひとり親家庭の親の就業率	
(8) 教育の支援の状況	
6 具体的な取組	7
(1) 教育の支援	
(2) 生活の支援	
(3) 保護者に対する就労の支援	
(4) 経済的支援	
(5) 調査研究	
7 達成目標	11
8 計画の進捗管理	12

1 計画の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は政府が定める子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。そして、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定します。

なお、この計画は、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」及び「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

3 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

この計画は、子どもたちが置かれている貧困の状況を的確に把握しながら、福祉や教育の第一線を担う市町村や教育委員会をはじめ、県民、事業者、関係団体等と相互に連携・協力して着実に推進していきます。

また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援等により、総合的な支援を展開します。

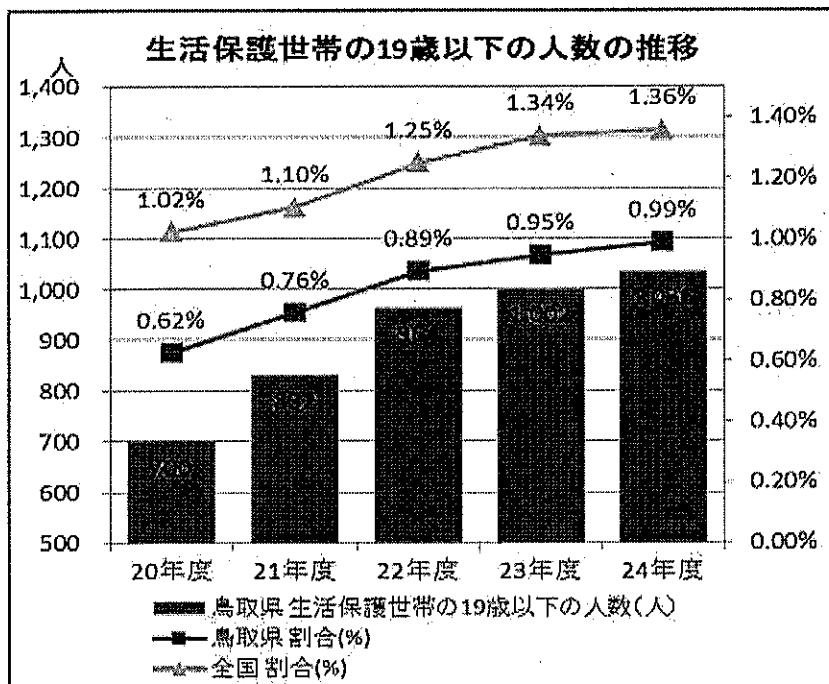
5 現状と課題

ここでは、大綱において「支援を要する緊急度の高い子供」とされた生活保護世帯の子どもも、ひとり親家庭の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもを中心に、その数の推移や大綱において示された「子供の貧困に関する指標」等を用いて、本県の現状と課題を考察します。

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

少子化が進む中、県内の生活保護世帯の19歳以下の人数は増加傾向にあり、平成20年から平成24年にかけての4年間で1.5倍に増加しています。

また、県全体の19歳以下の人数に占める割合も増加傾向にあります。ただし、全国よりは低い水準で推移しています。



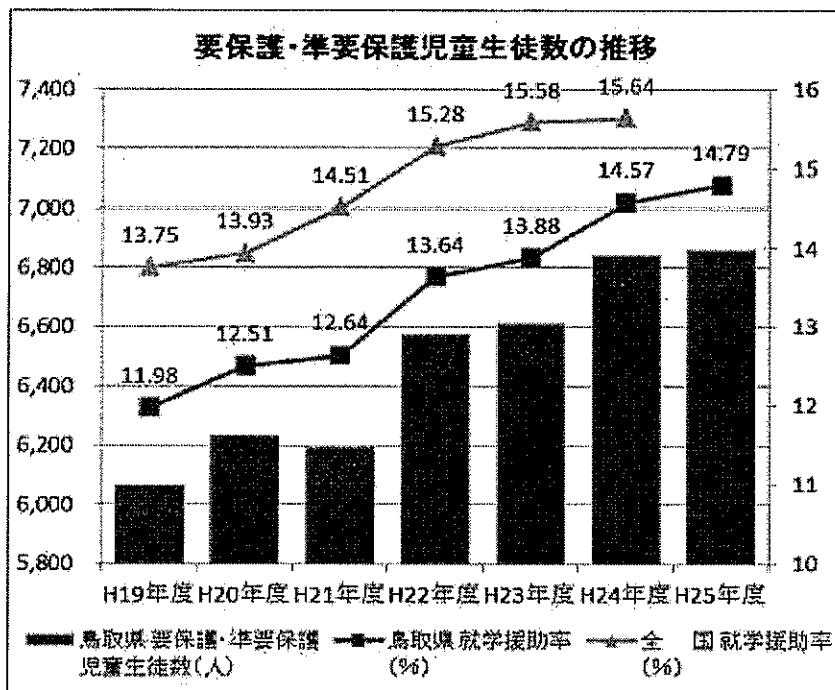
※生活保護世帯の19歳以下の人数は毎年7月1日現在（厚生労働省被保護者調査）

※割合（%）は毎年10月1日現在の推計人口（県：鳥取県統計課、全国：総務省統計局）を分母として試算

(2) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数の推移

市町村は、経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助しています。この就学援助を受けた児童生徒の数は、少子化が進んでいるにもかかわらず、近年増加傾向にあります。

また、県の就学援助率（公立小中学校の全児童生徒に占める割合）も増加傾向にあり、現在は7人に1人以上の割合となっています。ただし、全国よりは低い水準で推移しています。

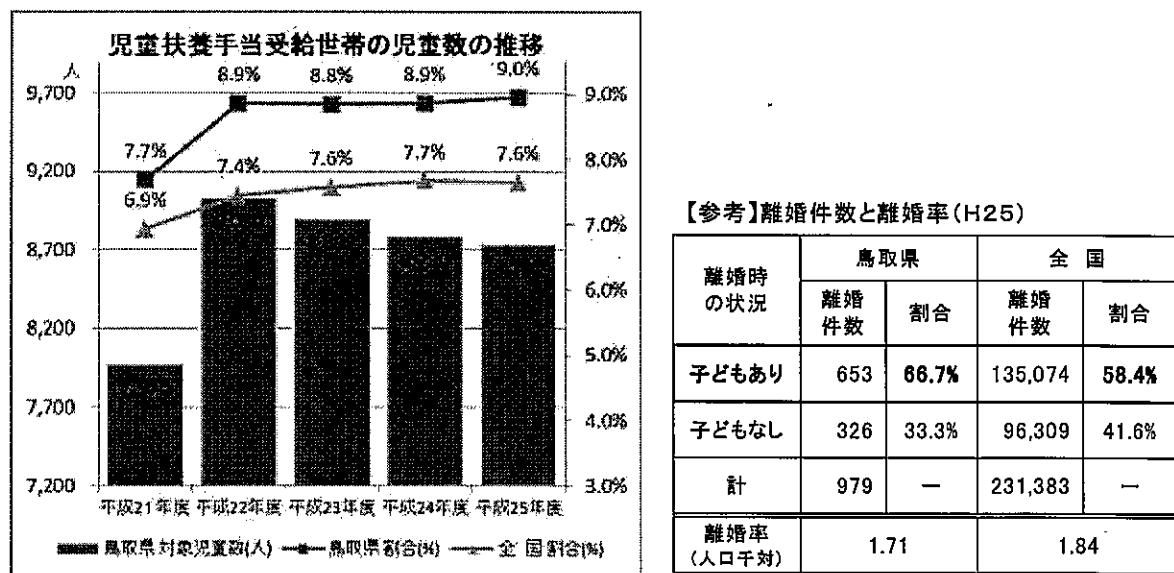


【出典】文部科学省調査：要保護及び準要保護児童生徒数

(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移（児童扶養手当受給世帯の児童数により分析）

児童扶養手当受給世帯の児童数については、平成 22 年 8 月から父子家庭も支給対象となったため、平成 22 年度に増加していますが、平成 23 年度以降は漸減傾向で推移しています。

県全体の 18 歳以下の人数に占める割合は平成 23 年度以降は横ばいで推移しています。この割合は全国に比べると高い水準で推移していますが、その要因の一つとして、離婚率は全国平均より低いものの、20 歳未満の子どもがある場合の離婚の割合が高いことが関係しているものと推測されます。



※児童扶養手当受給世帯の児童数は各年 3 月 31 日時点

※割合(%)は各年 10 月 1 日現在の推計人口(県:鳥取県統計課、全国:総務省統計局)を分母として試算

(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、高等学校等中退率、就職率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成25年については86.5%と全国平均の90.8%を下回っていますが、本県の場合、対象者の実数が少ないと年度間の数値変動が大きく、その傾向はつかみにくい状況となっています。

高等学校卒業後の進学率も同様に年度間の数値変動が大きいものの、こちらは全国平均を下回る傾向が見られます。

高等学校等中退率は、平成25年が10.6%、平成26年が9.2%（速報値）と全国平均と比べても高くなっています。さらに詳細な実態把握と一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が課題として挙げられます。

なお、進学率、中退率とも県全体の子どもの平均と比べると大きな差が見られ、家庭の経済状況がこれらに影響しているものと推測されます。

生活保護世帯の子どもの進学率、高校等中退率、就職率

指標	鳥取県					全国
	平成22年 4月1日現在	平成23年 4月1日現在	平成24年 4月1日現在	平成25年 4月1日現在	平成26年 4月1日現在 (速報値)	平成25年 4月1日現在 (全国平均)
子供の高等学 校等進学率	全日制	59.5%	55.4%	74.2%	64.6%	69.4%
	定時制	11.9%	17.9%	8.1%	7.3%	14.3%
	通信制	2.4%	7.1%	4.8%	3.1%	2.0%
	中等教育学校後期課程	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	特別支援学校高等部	9.5%	7.1%	4.8%	9.4%	8.2%
	高等専門学校	4.8%	1.8%	1.6%	2.1%	0.0%
	専修学校(高等課程)	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	合計	89.3%	89.3%	93.5%	86.5%	93.9%
子供の大学等進学率	-	-	20.0%	10.9%	18.5%	32.9%
子供の高等学校等中退率	-	-	5.6%	10.6%	9.2%	5.3%
子供の就職率(中学校卒業後)	1.2%	1.8%	1.6%	10.4%	6.1%	2.5%
子供の就職率(高等学校卒業後)	-	-	57.1%	61.8%	70.4%	46.1%

※平成22年度及び平成23年度の「子供の大学等進学率」「子供の高等学校等中退率」「子供の就職率(高等学校卒業後)」の調査は行われていない。

【参考】鳥取県内の中学校及び高等学校の進学率、中退率、就職率

区分	指標	鳥取県	左記内訳	基準日・出典等
中学校	卒業後の進学率	98.6%		平成25年度学校基本調査
	卒業後の就職率	0.3%		
高等学校	卒業後の進学率	72.9%	大学等 42.3% 専修学校等 30.6%	平成25年度「児童生徒の問題行動等生 徒指導上の諸問題に関する調査」
	卒業後の就職率	23.8%		
	中途退学率	1.8%		

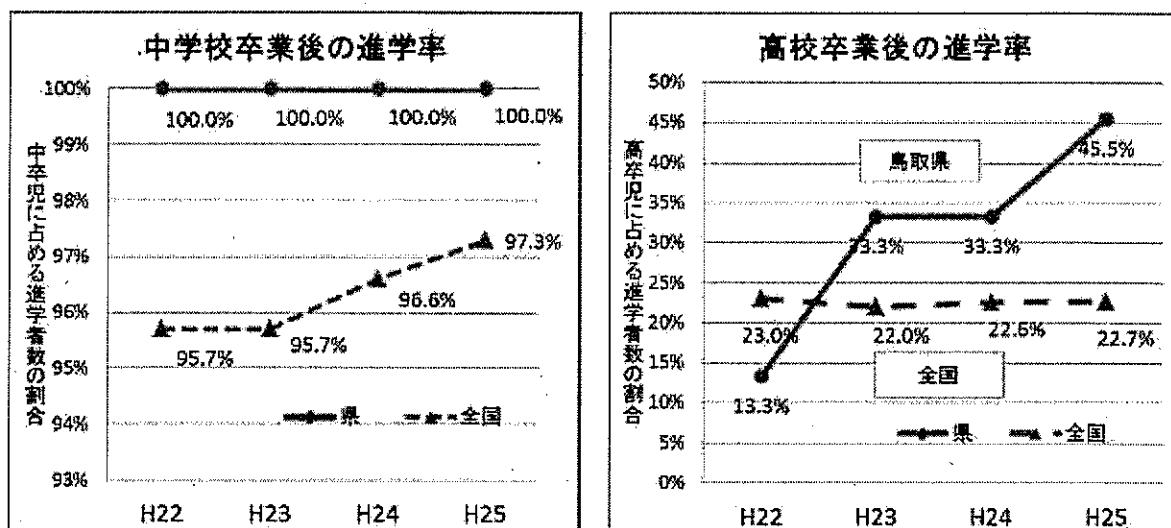
※中学校卒業後の進学率は、卒業者のうち高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進んだ者の占める比率

※高等学校卒業後の進学率は、卒業者のうち大学等進学者・専修学校(専門課程)進学者・専修学校(一般課程)等入学者・公共職業能力開発施設等入学者の占める比率

(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設に入所している子どもの中学校卒業後の進路は、近年、高等学校等への進学が100%で推移しています。

また、高等学校等卒業後の進路についても、近年、進学率は全国平均を上回り、上昇傾向にあります。ただし、本県の場合、対象者の実数が少ないとから年度間の数値変動が大きいことに留意が必要です。



※出典は「社会的養護の現況に関する調査」(厚労省)。各年度末に中学又は高等学校を卒業した児童養護施設入所児童について、卒業した年の5月1日時点での進路を調査したもの。

(6) ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率、就職率

ひとり親家庭に関する実態調査は、全国調査、鳥取県調査とともに5年おきに実施しています。調査年が異なっており、また、数値の推移も不明のため、全国平均と単純比較することはできませんが、少なくとも高等学校卒業後の進学率については、県全体の子どもの平均と比べると大きな差が見られ、家庭の経済状況がこれらに影響しているものと推測されます。

ひとり親家庭の就園率、進学率及び就職率

指標	鳥取県	左記内訳	全国	左記内訳	基準日・出典等
子供の就園率(保育所・幼稚園)	81.2%	【母子家庭】80.4% 【父子家庭】100%	72.3%		
子供の進学率(中学校卒業後)	93.1%	【母子家庭】93.6% 高等学校 90.7% 高等専門学校 2.9% 【父子家庭】87.2% 高等学校 87.2%	93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1%	国:平成23年度全国母子世帯等調査 県:平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査
子供の就職率(中学校卒業後)	3.6%	【母子家庭】3.4% 【父子家庭】5.1%	0.8%		
子供の進学率(高等学校卒業後)	47.8%	【母子家庭】50.0% 大学等 25.4% 専修学校等 24.6% 【父子家庭】31.3% 大学等 25.0% 専修学校等 6.3%	41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8%	
子供の就職率(高等学校卒業後)	33.1%	【母子家庭】29.4% 【父子家庭】62.5%	33.0%		

(7) ひとり親家庭の親の就業率

ひとり親家庭の親の就業率については、(6)の実態調査の直近2回分の結果が判明しているため、数値の推移を比較することにより本県の状況を分析します。

母子家庭の母の就業率については、県は平成20年から平成25年にかけて1.5ポイント減少したものの、正規雇用の割合は1.8ポイント増加しています。これに対し、全国平均は平成18年から平成23年にかけて3.9ポイント減少し、正規雇用の割合も3.1ポイント減少しており、全国に比べ、就業が維持できていると推測されます。

父子家庭の父の就業率については、県は平成20年から平成25年にかけて7.2ポイント増加していますが、正規雇用の割合は1.9ポイント減少しています。これに対し、全国平均は平成18年から平成23年にかけて6.2ポイント減少し、正規雇用の割合も5.0ポイント減少しています。

	鳥取県ひとり親家庭等実態調査		全国母子世帯等調査	
	平成20年度	平成25年度	平成18年度	平成23年度
母子家庭の母の就業率	88.1	86.8	84.5	80.6
正規雇用	48.4	50.2	42.5	39.4
パート・アルバイト	38.3	39.1	43.6	47.4
父子家庭の父の就業率	83.8	91.0	97.5	91.3
正規雇用	66.7	64.8	72.2	67.2
パート・アルバイト	15.8	14.3	3.6	8.0

(8) 教育の支援の状況

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、全国に比べて手厚い配置となっています。

就学援助制度のきめ細かな周知も全国に比べて進んでいる状況です。

指標	鳥取県	左記内訳	全国	基準日・出典等
スクールソーシャルワーカーの配置人数	21人		1,008人	平成25年度
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0%	全校(59校)配置	82.4%	平成25年度 ※その他教育委員会等に1,534箇所配置
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	-	中学校配置のスクールカウンセラーが中学校区内の小学校も支援	37.6%	国:文科省児童生徒課調べ
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	78.9%	15/19市町村 (※)	61.9%	平成25年度 国:文科省児童生徒課調べ
入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	73.7%	14/19市町村 (※)	61.0%	

(※)当該方法による周知を行っていない市町村においても、他の方法（市町村の広報紙・ホームページへの掲載、就学時健康診断での保護者への説明等）により周知が行われています。

6 具体的な取組

本県は、平成 22 年に「子育て王国鳥取県」の建国を宣言し、地域みんなで子育て支援に取り組む機運を盛り上げるとともに、小児特別医療費制度の対象を中学卒業まで拡大するなど、様々な子育て支援策に取り組んでいます。また、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援についても、国の補助制度等を活用しながら、本県の実情に合わせて県単独の施策も実施してきたところです。

子どもの貧困対策の推進にあたっては、これらの関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図るとともに、貧困の連鎖を絶つという本計画独自の視点で課題の把握に努め、施策の立案や見直しを行っていきます。

また、大綱及び本県の現状と課題を踏まえ、次の施策について重点的に取り組むこととします。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいくよう、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

- ① 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数学級等をはじめとしたきめ細かな指導を行います。
- ② 学校を窓口として、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制・支援体制の充実を図ります。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指します。
- ③ 子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が、身近な地域において家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えるため、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型支援等の取組を推進します。
- ④ 子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供します。
- ⑤ 一人ひとりの社会的・職業的自立に目を向け、個々の状況に応じ、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の充実を図ります。
- ⑥ 生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学率の安

定・向上を目指し、小・中学生を対象に学習支援を行う市町村の取組が県内全市町村で展開されるよう推進します。推進にあたっては、それぞれの事業の共同実施や複数町村による広域実施等、効果的かつ効率的な実施方法を検討、提案します。また、児童養護施設等に入所している子どもの学習支援を拡充します。

- ⑦ 高校中退を防止するため、生徒一人ひとりの課題に応じた教育相談や進路相談の充実を図るとともに、高校等中退者の復学や再入学による学び直しの道を閉ざさないよう、学校と関係機関による情報共有に努めます。また、高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合の支援の充実を図ります。
- ⑧ 家庭の経済的事情等による高等学校の転学者等については、関係する学校間で情報を共有し、緊密な連携を図ります。
- ⑨ 若年無業者（いわゆるニート）、ひきこもり、不登校、高校中退等については、関係機関との情報交換などにより実態把握を進め、本人の能力・適性にあった進路に進んでいけるよう、関係機関と連携しながら支援します。
- ⑩ 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。
- ⑪ 経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、貧困世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行います。
- ⑫ 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。
- ⑬ 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。
- ⑭ ひとり親家庭や低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を進め、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸付けします。
- ⑮ 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう引き続き支援し、中退防止に向けた働きかけを行います。

(2) 生活の支援

貧困世帯は心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者不在などにより、一層困難な状況に置かれてしまう可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもとその保護者の生活支援を展開します。

- ① 心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、様々な機関が個々に行っている支援を市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の整備を支援します。
- ② 延長保育、休日保育及び一時預かり事業などが円滑に実施されるよう必要な支援を行うとともに、市町村と連携し、低年齢児や特別な支援が必要な児童等に対する保育士等の配置の充実を図ります。
- ③ 子どもの居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室、生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業等の充実を図ります。（一部再掲）
- ④ 生活保護が必要な家庭については適切に保護を実施し、個々の実情に応じた生活・就労支援を行います。生活保護受給者が将来の自立のために資格取得が必要な場合の費用や実際に就職できたときの就職支度金を支給します。また、低所得者に対しては、生活福祉資金制度により技術習得費や就職支度費を貸し付けます。
- ⑤ 生活保護に至らないまでも複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮状態からの自立を支援するため、就労その他の自立に関する相談支援を包括的かつ伴走的に行います。また、住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。
- ⑥ ひとり親家庭が安心して子育てを行いながら就業及び就職活動等を行うことができるよう、市町村との連携のもと、多様な保育・子育て支援サービスの提供、保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先的利用、公営住宅の優先入居などの支援を行います。
- ⑦ ひとり親家庭の就業者の子育てをはじめとした様々な悩みや相談を身近な場所で受け付け、支援策等に関する情報を提供するとともに、福祉事務所や母子生活支援施設などの支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実を図ります。
- ⑧ 養育費について、市町村と連携し、児童扶養手当の請求、現況届の提出時など様々な機会を活用して取得手続や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布するなど積極的な情報提供を行います。

- ⑨ 子どもの健やかな成長や健康増進の基盤となる望ましい食習慣の定着を図るため、学校や地域における食育活動を推進します。

(3) 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

- ① 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付など、きめ細かい支援を行います。
- ② 直ちに一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るために段階的な支援を行う就労準備支援事業が全市町村で展開されるよう推進します。
- ③ ひとり親が看護師、保育士等の就職に有利な資格を取得する場合に、その修業期間中の生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、鳥取県独自で拡充実施している3年目以降の高等職業訓練促進継続給付金の支給について、全市町村で展開されるよう推進します。
- ④ ハローワークと連携を図りながら、事業主に対してひとり親等の就業に関する理解の啓発や企業に対する支援制度などの情報提供を積極的に実施するとともに、ひとり親等の就業への協力要請を推進します。

(4) 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、教育や就労、生活に係る様々な取組を進めしていくほか、生活保護や各種手当など、金銭での給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があります。経済的支援に関する施策については、子どもの貧困対策の重要な要素として確保していきます。

- ① 市町村と連携し、保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料、小児医療費その他の子育てに関する経済的負担の軽減を進めます。
- ② 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料の減免を行います。また、高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給します。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給し、子どもの就学を支援します。（再掲）

- ③ 経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、貧困世帯の高校生の希望者全員に奨学金の貸与を行います。(再掲)
- ④ 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実します。(再掲)
- ⑤ 特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。(再掲)
- ⑥ ひとり親家庭や低所得世帯に対する母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金制度の活用を進め、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、子どもが就学するための費用を無利子で貸付けします。(再掲)
- ⑦ 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際の入学料、入学考查料や就学中の授業料、教材費等を支給します。(再掲)

(5) 調査研究

子どもたちやその親が置かれている貧困の実態や、そのような親子が実際に受けている各種支援の実態を適切に把握するため、この計画に記載されている指標のみにとらわれることなく必要な調査を実施し、その分析結果を対策に活かします。

7 達成目標

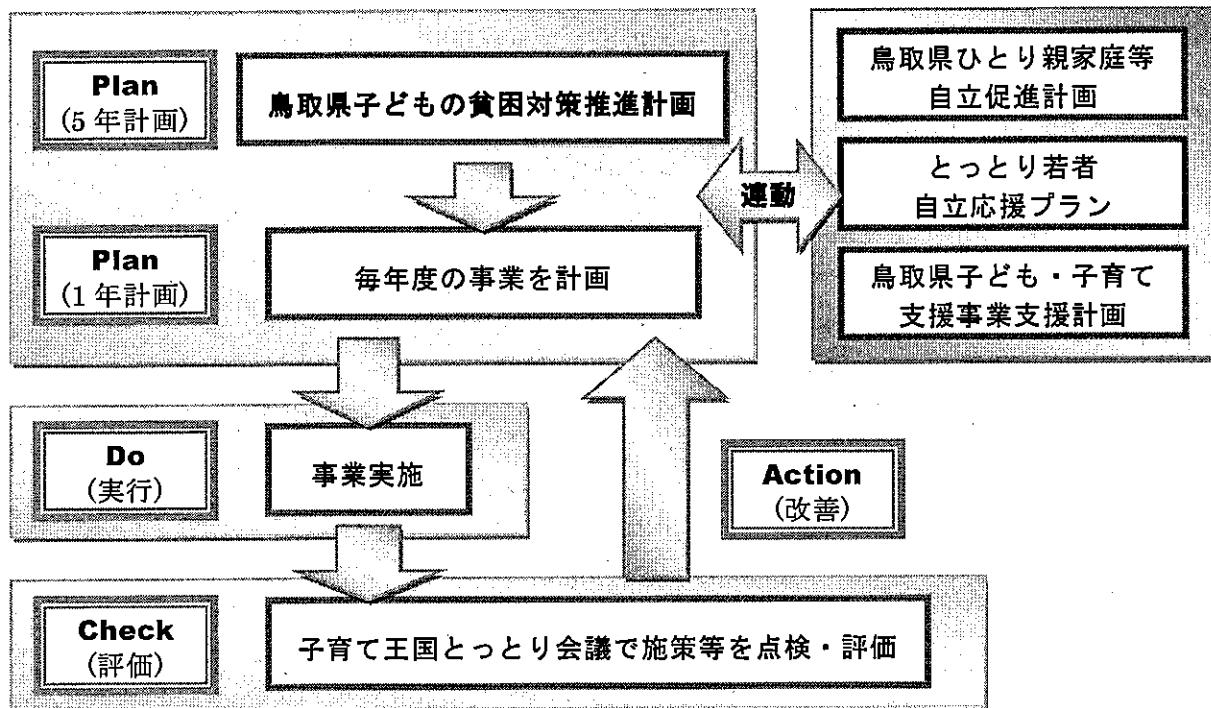
子どもの貧困対策の支援体制充実を図っていく上で次のとおり目標を設定し、その達成に向け、市町村、県教育委員会等との連携、協力を進めます。

目標項目	現行値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
生活困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	4	
ひとり親家庭等学習支援事業の実施市町村数	2	
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	11	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	全19市町村
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	—	
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	

8 計画の進捗管理

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れ、子育て王国とつとり会議において進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等の見直しを行います。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画のPDCAサイクル



平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額(千円)	平成26年度実績数値	担当課
教育の支援	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える問題への対応の充実を図る。 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none">・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ・学校内におけるチーム体制の構築、支援・ケース会議による個別支援会議の策定・保護者、教職員等に対する支援・相談・福祉機関情報提供・教職員等への研修活動(事例研修会)等による指導力向上等	市町村	国2/9 県4/9 市町村1/3	26,432	11市町村 に計23人	いじめ・不登校総合対策センター
	高等学校スクールソーシャルワーカー配置(定数)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 【人数】3名(非常勤) 【配置校】鳥取県立風高校、倉吉東高校、米子白鳳高校に各1名 【主な業務内容】 <ul style="list-style-type: none">・問題を抱える生徒が置かれた環境への働き掛け・関係機関(保健・医療機関、警察、家庭裁判所等)とのネットワークの構築、連携・調整・学校内におけるチーム体制の構築、支援・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供・教職員等への研修活動	県	国1/3	11,520	県立高校3校に配置	高等学校課
	【新規】特別支援学校スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカー1名(非常勤職員)を倉吉養護学校に配置し、全県立特別支援学校への教育相談の支援を行う。	県	国1/3	3,900	—	特別支援教育課
	不登校対策事業	市町村設置の教育支援センターに対する不登校対応ネットワーク構築支援、小学校への「生徒指導推進協力員・学校相談員」の配置などをを行い、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒の学校復帰を目指す。	県、市町村	国10/10 単県外	11,713	—	いじめ・不登校総合対策センター
	高等学校等における不登校(傾向)生徒等支援事業	高等学校等における不登校(傾向)生徒や概ね20歳までのひきこもりの青少年を対象に、教育相談(本人、保護者、家族)・社会性育成のトレーニング・学習支援・就労支援等を行い、学校復帰や社会参加に向けて支援する。	県	単県	8,864	—	いじめ・不登校総合対策センター
	教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	県	単県	6,782	—	いじめ・不登校総合対策センター
	【拡充】土曜授業等実施支援事業	全ての子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るために、学校・家庭・地域が連携・協力して行う学校における授業・地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などの取組を推進する。 【実施市町村】前年度以上を見込む(15市町村程度)	市町村	国10/10 単県外	22,455	12市町村 (うち当事務用は9市町村)	小中学校課
	県立高校土曜授業等実施事業	○実施重点校への支援 土曜授業を実施する県立高等学校に対し、授業の実施に必要な教職員の配置を行う。(月2回程度)	県	単県	(定数)	1校 (倉吉東)	
		○実施モデル校への支援 地域の多様な経験や技能を持つ人材や、企業・関係機関等と連携し、土曜日の利点を活かした教育活動をモデル的に行う県立高等学校に対し、必要な経費を支援する。 【実施校】10校程度	県	単県	4,000	6校	高等学校課
	鳥取県版キャリア教育推進事業	生徒一人ひとりが将来社会的に自立していくために必要かつ基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を全ての県立学校で実施する。 【新規】キャリアプランニングスーパーバイザーの配置 【新規】「キャリア教育推進協力企業」認定制度による職場体験等※このほか平成26年度2月補正予算での計上事業あり	県	単県	4,345	—	高等学校課
	県内企業魅力発見支援事業	将来の産業人材となる高校生へのキャリア教育(企業人を学校へ派遣)や大学生等に対するインターンシップによる職業体験、現場を担う中堅層(従業員)に対する能力開発研修を実施。	県	単県 (地方創生交付金充当)	22,544	学校派遣 1校 インターンシップ 92名	雇用人材 総室

平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額(千円)	平成26年度実績数値	担当課
教育の支援	【新規】生活困窮者自立支援事業	○学習支援事業 生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対して、学習援助を実施。	県、市町村	国1/2	1,425	—	福祉保健課
	【拡充】ひとり親家庭等学習支援事業	○大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施 【実施市町村(見込)】4市町村	市町村	国1/2 県1/4 市町村1/4	15,864	2市町村	青少年・家庭課
		【新規】○学習塾形式で実施する場合、学習会場までの送迎支援を実施。	市町村	県1/2 市町村1/2	2,388	—	
	【拡充】児童措置費	○児童養護施設等に入所している児童のうち、学習塾に通っている中学生について、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会等の実費を支弁する。 ○中学校に在籍し、高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等による学習指導を行った場合、施設に対して事務費を加算する。	県	国1/2、 県1/2 (市及び福祉事務所設置町村) 国1/2 県1/4 市町村 1/4)	—	(H25実績) 学習塾21人	青少年・家庭課
		【新規】○児童養護施設等に入所している児童のうち、小学生等に対する学習指導、特別な配慮を必要とする児童(中高生)に対する個別学習支援に対する支援及び高校生等が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等を支弁する。	県、市及び福祉事務所設置町村	—	—	—	
	里親家庭支援事業	里親家庭で生活する児童の塾(中学生を除く)及び習い事に係る費用を支弁する。	県	単県	544	(H25実績) 15人	青少年・家庭課
	喜多原学園中卒児童支援事業	○学習支援事業 児童の中学校卒業後の高校進学等に向けて、学習指導を学習塾等に委託して、入所中の学習支援を強化する。	県	単県	3,028	2人	青少年・家庭課
生活の支援	心と体いきいきキャンペーン	生活習慣と学力・体力との間には相関関係があることから、子どもたちの望ましい生活習慣の定着を図るために、心と体いきいきキャンペーンを展開する。	県	単県	1,149	—	教育総務課
	学校における食育推進事業	食育を進める市町村の取組を支援とともに、児童生徒等への指導教材の作成や食に関する専門家を学校に派遣する。	県	単県	616	—	体育保健課
	食育地域ネットワーク強化事業	○圏域食育推進ネットワーク交流会・意見交換会 各圏域における食育の活動の中で、地域で連携して課題解決に向けた対策に取り組む。	県	単県	1,959	(H25実績) 交流会2回	健康政策課
	「食の応援団」支援事業	「健康づくり文化創造プラン」に定める栄養・食生活分野の目標を達成するための取組を行う団体に対して県が助成する。(子どものための食育教室「おやつに野菜を!」)	県	単県	1,175	(H25実績) 食育教室 65回 4,385名	健康政策課
	【新規】生活困窮者自立支援事業(再掲)	○自立相談支援事業 生活困窮者からの相談を受け付け、事業利用のためのプランの作成、就労支援等を実施。	県、市町村	国3/4	21,018	—	福祉保健課
	放課後児童クラブ設置促進事業	仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費・放課後児童クラブを実施するために必要な設備の整備等に係る費用について、市町村に対して助成を行う。	市町村	国1/3 県1/3 市町村1/3 外	534,899	17市町村	子育て応援課
	子育て応援市町村交付金(市町村子育て支援員配置事業)	国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金による家庭支援推進保育事業の補助要件(日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、保育を行う上で家庭環境に特に配慮が必要な児童が入所児童の40%以上入所等)に満たない保育所や、特別な支援が必要な児童の家庭支援を行う保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。 【対象経費】市町村子育て支援員の配置に要する経費 【基準単価】市町村保育担当課内設置 1人あたり 2,300千円 保育所内設置 1人あたり 1,900千円	市町村	単県	交付金総額 26,000	8市町村	子育て応援課
	地域子ども・子育て支援事業	【一時預かり事業】 家庭において保育を受けることが一時に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時に預かり、必要な保護を行う。 【延長保育事業】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等での保育を実施。など	市町村	国1/3 県1/3 市町村1/3	214,313	16市町村	子育て応援課

平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額 (千円)	平成26年度 実績数値	担当課
生活の支援	私立幼稚園運営費補助金	○子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金 平日における幼稚園の教育時間終了後も、園児を園内ですごさせる子育て支援を行っている幼稚園に対して補助を行う。	県	国定額 県定額	54,303	22法人	子育て応援課
	保育サービス多様化促進事業	【障がい児保育】 各市町村が特別な支援が必要と認めた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成する。 【乳児保育】 特定教育・保育施設及び地域型保育が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成する。	市町村	単県 (地方創生交付金充当)	136,766	17市町村	子育て応援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職等自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時に子育て支援や生活援助を必要とするひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、保育サービス等を行う。	県	国1/2	900	(H25実績) 延べ30件利用	青少年・家庭課
	退所児童等アフターケア事業	○生活支援・就業支援 自立生活を送る上で様々な困難を抱える児童養護施設等退所(予定)児童・者の社会的自立の促進を図るために、就職や住居、交友関係等に関する相談・支援を行うとともに、相互に意見交換や情報交換等を行う自助グループ活動への支援等を実施する。	県	国1/2	13,063	(H26予算) 13,063	青少年・家庭課
	自立援助ホーム体制機能強化事業	義務教育終了後、就労しながら自立を図る児童・者が利用する自立援助ホームが、就労支援・生活指導等の入居者の個別対応にあたる職員を県の配置基準を超えて雇用する際に要する経費を助成し、自立援助ホームの相談・支援体制の拡充を図る。	県	単県	7,407	3人配置	青少年・家庭課
保護者に対する就労支援	【新規】生活困窮者自立支援事業	○就労準備支援事業 直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、生活訓練や社会訓練を実施。	県、市町村	国2/3	2,359	—	福祉保健課
	【拡充】ひとり親家庭自立支援給付金事業	職業能力開発の講座を受講、又は資格取得のために養成機関で修業するひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援給付金を支給し、経済的な自立を支援する。			5,750		
		○自立支援教育訓練給付金事業 職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料の一部(4割)を助成する。(国の2割に単県で2割上乗せ実施)	県、市及び福祉事務所設置町村	国3/4	500	11市町村 (うち当事業活用10市町村)	
		○高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減を図るために以下の資金を給付する。(上限2年間) ・高等職業訓練促進給付金 ・高等職業訓練修了支援給付金	県、市及び福祉事務所設置町村	県1/2 市町村1/2	4,950	19市町村	青少年・家庭課
	【新規】○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	○鳥取県高等職業訓練促進継続給付金事業 上記の高等職業訓練促進給付金について、平成25年度以降の入学者に対して修業期間の3年目以降について給付金を支給する市町村に対してその経費の一部を助成する。 ※平成27年度は支給対象なし。	市町村	県1/2 市町村1/2	0	—	
		高卒認定試験合格講座を受講した場合、その修了時及び高卒認定試験の合格時に講座の受講経費の一部(最大6割)を助成する。	県、市及び福祉事務所設置町村	国3/4 県1/2 市町村1/2	300	—	
	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の就業をより効果的に促進するため、就業相談から技能講習、就業情報の提供にいたるまで、一貫した就業支援サービス等を提供する。			7,232		
	○就業支援事業 無料職業紹介、巡回相談の実施				750	(H25実績) 相談133件	
	○就業支援講習会事業 就業に有利な資格取得等のための講習会の開催(鳥取県母子寡婦福祉連合会へ委託)				5,358	(H25実績) 講習会6回	
	○就業情報提供事業 就労情報の提供		県	国1/2	385	(H25実績) 情報提供64件	青少年・家庭課
	○ひとり親家庭等地域生活支援事業 通常の相談で解決できない複雑な問題等について専門家による特別相談の実施				265	(H25実績) 0件	
	【新規】○母子・父子自立支援員等研修事業 母子・父子自立支援員等の相談対応職員の資質向上のための研修の実施				474	—	

平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額(千円)	平成26年度実績数値	担当課
保護者に対する就労支援	母子・父子自立支援員設置費	ひとり親家庭等の就業や生活全般に関する相談支援を行うため、「母子・父子自立支援員」を中部・西部総合事務所の福祉保健局に各1名配置する。	県	単県	5,418	福祉事務所設置市町村を含め全市町村配置	青少年・家庭課
	女性の就業支援事業	失業、離職、未就職などの女性の就業や、就業中の女性の離職を抑制するための支援として、県内3箇所(鳥取、倉吉、米子)に『レディース仕事ぶらざ』を設置(H26.6.4開設)し、次の事業を実施。 ○女性の就職支援 就職に関する相談、各種セミナー・スキルアップ研修の実施、職場体験講習の実施、育児・保育情報の提供、仕事の紹介、就職あっせん ○育休・産休代替職員の紹介 育休・産休代替職員等の求人ニーズのある企業に対して、代替就労を希望する求職登録者を紹介する。 ○ハローワークとの一体的支援 西部(米子市)においては、ハローワークマザーズコーナーと同じ場所での一体的運営を行うこととし、職業相談や職業紹介は主にハローワークが、育児・保育の情報提供やスキルアップ研修等は主に県が実施する。	県	緊急雇用創出基金 10/10	37,361	就職者数 249人 (1月末現在) 代替実績 (就職) 3名 (1月末現在) —	雇用人材 総室
	若年者就業支援事業	県内3地区に「若者仕事ぶらざ」を設置し、それぞれに支援員を配置して、若年者に対するきめ細かな相談等を行いながら職業意識の形成、職業人としての基礎的能力の習得を図り、早期就職・職場定着を促進する。 また、鳥取と米子に「若者サポートステーション」を設置し、ニート、引きこもり等の就職支援を行う。	県	単県	79,988	就職者数 (ぶらざ分) 1,813人 (1月末現在)	雇用人材 総室
	就学援助制度 (要保護・準要保護)	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助 【要保護者】生活保護法に規定する要保護者 【準要保護者】市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【対象品目】学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費	市町村	(要保護) 国1/2 市町村1/2 (準要保護) 市町村	—	—	小中学校課
経済的支援	公立高等学校就学支援事業	県立高校に在籍する生徒に対して、授業料と同額の「高等学校等修学支援金」を支給し、教育費負担軽減を図る。 【対象】市町村民税所得割額304,200円未満の世帯 また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定期制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)、継続して授業料の支援を行う。	県	国10/10	823,195	—	高等学校課
	教科書等給付費	定期制課程及び通信制課程に在学する生徒のうち、一定の条件を満たす者(90日以上勤務、授業料減免相当に該当)に対し、教科書及び学習書の購入費を支援	県	単県	385	46人	高等学校課
	高校生等奨学給付金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。 【対象】 ・市町村民税所得割額非課税世帯(特別支援学校高等部生徒を除く) ・保護者、親権者等が県内に在住 ・就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1~3年生)、専修学校高等課程等)に在学している者 ・平成26年度入学者から学年進行で実施(H27年度は1年生及び2年生のみが対象) 【援助内容】 ・授業料以外の教育費	県	国1/3	120,497	819人	人権教育課
	育英奨学事業	経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金等の貸付けを行う。 ○大学等奨学金 【対象】 ・県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 ・高校2年時の学業の平均が3.0以上 【貸与額】国公立:月額45,000円、私立:月額54,000円 ○高等学校等奨学金 【対象】県内に住所を有する者の子等で、経済的理由により修学が困難な者 【貸与額】国公立:月額18,000円、私立:30,000円(自宅通学の場合)	県	単県	952,932 487,944 464,988	— 756人 1,549人	人権教育課

平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額 (千円)	平成26年度 実績数値	担当課
経済的支援	高等学校定時制課程・通信制課程修学奨励金	高等学校定時制課程・通信制課程に在学する勤労学生の修学を奨励するため、奨学資金を貸与する。 【貸与額】月額14,000円	県	単県	840	2人	人権教育課
	大学等進学資金助成金	大学、専修学校等への進学に際して、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して利子の一部を助成する。	県	単県	2,480	23人	人権教育課
	就学奨励費	特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支援する。 【対象経費】教育図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品費購入費 等 【支給額】保護者の経済的負担能力の程度に応じた区分により支給	県	国1/2	130,597	(H25決算額) 78,803	特別支援教育課
	鳥取県保育士等修学資金貸付事業	鳥取短期大学において保育士・幼稚園教諭の資格に必要な教育を受け、将来、県内の保育所等において、保育士等として働くとされている方で、経済的な理由により就学が困難な方に対し必要な修学資金を貸付する。	県	単県	36,240	H26新規貸付 33人	子育て応援課
	看護職員修学資金等貸付事業	県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	県	単県	574,800	H26新規貸付 看護職員 344人 理学療法士等 80人	医療政策課
	【新規】生活困窮者自立支援事業	○住宅確保給付金 就職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付。	県、市町村	国3/4	1,530	—	福祉保健課
	地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付を行う事業)	保護者の世帯取得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。(平成27年度は実施予定なし)	市町村	国1/3 県1/3 市町村1/3	-	19市町村	子育て応援課
	私立幼稚園保育料軽減事業補助金	○私立幼稚園同時に園保育料軽減事業費補助金 私立幼稚園等に同一世帯から同時に2人以上の園児が在園し、2人目以降の園児の保育料を私立幼稚園が軽減する場合に、その軽減額(保育料の1/2を上限)の一部を助成する。	県	単県	5,029	22法人	子育て応援課
		○私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業費補助金 私立幼稚園に在園する第3子以降の園児の保育料を私立幼稚園が3/4以下に軽減する場合にその軽減額の一部(保育料の1/4を上限)を助成する。	県	単県	23,896	22法人	子育て応援課
	中山間地城市町村保育料無償化等モデル事業	中山間地域の市町村において、保育料の無償化・軽減を行う場合、それに要する経費の一部を助成する。	市町村	単県 (地方創生交付金充当)	39,524	6町	子育て応援課
	鳥取県多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業	子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童の保育料を軽減する市町村に助成する。	市町村	単県 (地方創生交付金充当)	332,724	19市町村	子育て応援課
	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給に要する経費(福祉事務所未設置町(三朝町、大山町)のみ県で支給。市及び福祉事務所設置町村は市町村で支給。) ※児童扶養手当:父母の離婚などにより父親(又は母親)と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭(父子家庭)の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される児童のための手当	県、市町村	国1/3 県2/3 (市町村 2/3)	71,059	(H25県全体 の実績) 受給者 5,745人 児童数 8,731人	青少年・家庭課
	母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金、就学支度資金)	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	県	国貸付2/3 県1/3	101,657	(H25実績) 126人 64,105千円	青少年・家庭課
	児童措置費	○職業補導費 児童養護施設等に入所している児童が公共職業訓練施設等に通り際の費用を支弁。(月額4,940円及び交通費) ○就職支度費・大学進学等自立生活支援費 児童養護施設等に入所している児童が就職又は進学するため措置解除になる場合、就職又は進学に際し必要な被服類等の購入費用を支弁。(81,260円)	県	国1/2 県1/2	-	(H25実績) 職業:0人 就職:6人 大学:4人	青少年・家庭課

平成27年度子どもの貧困対策関連事業

区分	事業名	事業の概要	実施主体	財源	県予算額 (千円)	平成26年度 実績数値	担当課
経済的支援	児童養護施設等入所児童自立支援事業	<p>児童養護施設、里親等に措置・委託されている児童で、保護者のいない児童又は養育環境が適切でなく保護者からの経済的援助が見込めない児童の社会的自立を促進するため、普通自動車運転免許所得又は大学等への入学に要する経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普通自動車運転免許取得費助成事業 【補助上限額】一人当たり300,000円 ○大学等進学支度費助成事業 【対象】自立支援ホームのみ 【補助上限額】一人当たり190,000円 	県	単県	4,500	12人	青少年・家庭課
	施設入所児童等保証人支援事業	<p>児童養護施設等入所児童が進学・就労・賃貸住宅への入居の際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した金額を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職・入学時身元保証 300千円／件 ・アパート等入居時連帯保証 200千円／件 ・高校・大学等入学時借入連帯保証 300千円／件 	県	単県	800	8人	青少年・家庭課
	喜多原学園中卒児童支援事業 (就労支援事業)	就労に向けて資格取得等を行うための費用を補助する。	県	国1/2 県1/2	171	なし	青少年・家庭課